

第2号様式(第10条関係)

令和3年4月30日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 玉城 ノブ子



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 ノブ子

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	74,154	(11月発行)玉城ノブコ議会だより 印刷代
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	33,075	新聞購読料
事 務 所 費	278,877	事務所家賃、電気料金、水道料金
事 務 費	258,903	パソコン購入代金、事務所固定電話代、事務用品など
人 件 費	720,000	相談事務所職員給与(3名の内2名分)
合 計	1,365,009	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
12/7	「玉城ノブコ県議会だより 2020年11月27日」印刷代	80,080	92.6/100	74,154
A. 小計				74,154
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計				74,154

(広聴広報費)

2020年11月27日発行「玉城ノゴ県議会便り」印刷代

充当割合 92.6/100 (政務活動以外の記事が含まれているため紙面面積に応じて按分)

充当金額 : 74,154円

領 収 証

№ 000017

得意先コード	お 得 意 先 名
	玉城ノゴ 殿

2020年12月7日

¥ 80,080



但し玉城ノゴ県議会発行11,000部

上記金額正に領収致しました。A4X484C.11回分
2020年11月27日

内 訳	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

広報紙充当可能割合確認票

議員名

玉城 ノブ子

広報紙名	紙面割合
玉城ノブコ 県議会便り 2020年11月27 日	●全体面積:29.7cm×21cm×4面=2494.8cm ² ●充当対象外記事:面積計=183.7cm ² ①6cm×13.5cm=81cm ² ②4.2cm×5.4cm=22.7cm ² ③6.2cm× 12.9cm=80cm ² ●充当可能割合:1-(183.7cm ² /2494.8cm ²)=0.9264 ≒ 92.6/100 以下

ご意見・ご要望、悩み事は・玉城ノブコ生活相談事務所にお気軽にお寄せ下さい。



日本共産党県議

玉城

ノブコ

県議会
だより

発行：玉城ノブコ事務所 ☎994-9005 所長：前田潤 2020年11月27日

9月定例会
県議会

新型コロナウイルスから教育・医療・介護 県民の命と暮らしを守るために



少人数学級の実現を

ノブコ県議は「コロナ禍の中で、子供たちはかかっていないような不安やストレスをためこんでいます。

家庭内のストレスの高まりは児童虐待の増加などをももたらしています。

万全の感染症対策を行うためには、少人数学級をとの声が各所から上がっています。

少人数学級の実現を

いて、国務大臣は「全ての子供たちの学びを保障するための少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備などについて、関係者間で丁寧を検討してまいります」と答弁しております。

早急に20人程度の学級実現を国に要請すべきです」と質問。

20人学級について

金城教育長は「県内の市町村立小中学校全学年で20人学級を実施した場合、教室数は約2900教室、教員数は約3300人必要となります。

県教育委員会は、少人数学級の実現を

県教育委員会は、少人数学級の実現を

数学級を実施する場合は市町村教育委員会や教員養成課程を有する大学と連携してまいります」と答弁。

大学生に学費の半額免除を

ノブコ県議は「大学生への調査では、5人に1人が退学を検討しているとの結果が出ています。家計の悪化やアルバイト収入の減少など、学生生活に深刻な影響を与えております。

大学の学費半額を求める学生の署名運動が起きております。200大学以上に広がっております。

教育予算を抜本的に増

やすよう国に要求すると同時に、県も積極的な支援策を」と質問。

学生への学費半額支援について

池田総務部長は「知事会としても学業に支障を来さないよう求めております」と答弁。

医療・福祉・介護機関への財政支援を

ノブコ県議は「コロナ感染症患者を受け入れた医療機関に限らず、医療機関、介護事業所においても3月以降、患者の減少等により大幅に減収が続いております。

経営破綻による地域の医療、介護崩壊が起きかねず、全ての医療機関・介護事業所に対し、緊急に減収分の財政支援を行う必要がある」と質問。

医療機関への支援 について

大城保健医療部長は「病床確保に係る減収に対する支援や感染患者受入協力金、感染拡大防止等の支援金など、各種財政支援を行うとともに、政府に診療報酬の引上げや経営の悪化した医療機関に対する財政支援要請を行いました」と答弁。

介護事業所の支援 について

名渡山子ども生活福祉部長は「通所系介護事業所においては、介護報酬の前年同月比が2.1%の減となっており、報酬上の特例や融資の特例などの活用を周知するとともに、国の各種事業を予算化し、支援に取り組んでいます。知事会等を通してさらな

る支援の拡充等を望みたい」と答弁。

県民の暮らしに支 援を

ノブコ県議は「県民の生活は失業や解雇、雇い止

めが増加し、働く人たちの暮らしに大きな影響を与えています。

●一人親世帯へ支援●雇用調整助成金の継続・拡充

●緊急小口資金の貸付拡

充なども質問しました。

ノブコ県議「辺野古基地建設

埋め立てに、糸満の土砂(岩ズリ)利用は許されない」

県「新基地は造らせない知事公約実現に取り組みます」

【ノブコ県議】

辺野古新基地建設は、県民投票で72%の圧倒的な県民の反対で民意を示しました。しかし政府は県民の民意を一顧だにせず、辺野古の海へ土砂投入を強行し続けています。埋立予定地の大浦湾側には、90メートルの軟弱地盤が発見され、地盤改良工

市重瀬から調達・搬出する計画です。

これだけの量の土砂を

毎日、何百台のトラック

が糸満市内を運行するこ

とは、大変危険でありま

す。市民の環境にも莫大

な影響を及ぼすことにな

ります。

約40年間、遺骨の

収集や遺族への返還

に取り組んできた具

志堅隆松氏は、「戦没

者の血を吸い込んだ

土や石、戦没者の骨

を、基地を造る埋め立

てに使うてほしくな

い」と訴えています。

沖縄戦で父や姉兄

を亡くし、自分自身

も深い痛手を負って

生きて来た糸満市の

喜納ツヨさんは「あ

の戦のアワリヤワシラ

ラン 糸満市の土で

新基地を造ることは

許サラン 平和の礎に名前が刻まれている人たちが浮かばれない」と、涙

ながらに訴えています。

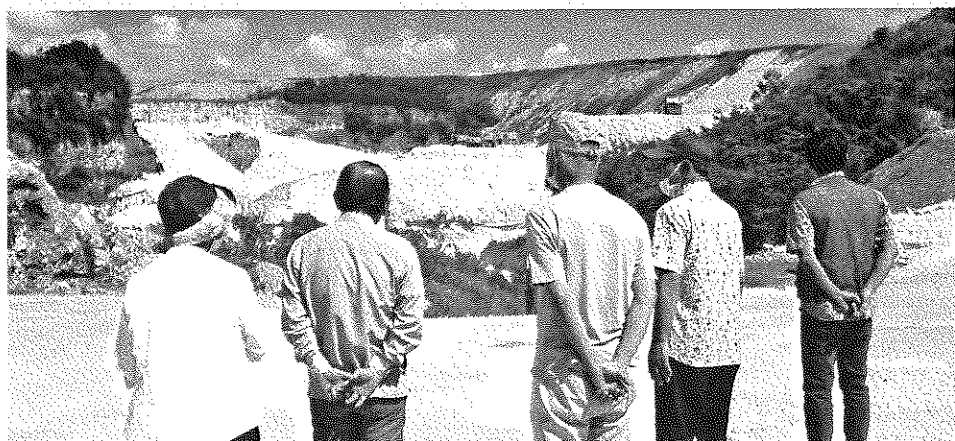
沖縄戦で亡くなられた

皆さんの血の染み込んだ

土を辺野古新基地建設の

埋立てに使うことは到底

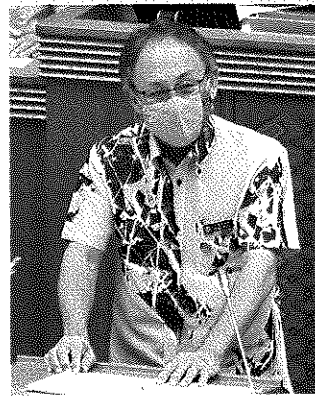
許せません。



前田さんと崎山さんの案内で赤嶺衆議員と糸満の岩ズリ調査を行いました

「ノブ」県議 「糸満卸市場の整備 について」

知事「令和4年新市場開設予 定で整備中」



【ノーブー知事】

糸満漁港は、沖縄県唯一の第3種漁港であることから、沖縄県では県外出荷も行う産地市場としての機能を強化するため、高度衛生管理型荷さばき施設の整備に向けて取り組んでいます。総事業費約42億円で、荷さばき施設のほか、安全係留を可能にする防風柵や、加工場の集積に対応した排水

施設等の整備を行います。

現在、荷さばき施設の工事発注に向けた準備をしています。令和4年度の新市場開設を目指しています。

【ノブー県議】

糸満市の沖縄戦跡国定公園の保全・整備推進について。

①喜屋武園地の休憩舎の建て替え

「平和の塔は慰霊の日に、喜屋武住民の慰霊祭において

も重要な役割を果たしています。しかし、休憩舎が老朽化でコンクリートのハク離落下が起こり、使用中になつていきます。至急改築すべきです。

②大度園地の保全・再整備
ダイビング訓練やサンゴ

④戦争遺跡保存条例を制定し、戦争跡地を指定

観賞の場として広く県民、観光客に親しまれております。自然公園の施設地区として、保全活用について。

③山城米須海岸を自然公園計画でサーフィンに利用できる園地整備

④戦争遺跡保存条例を制定し、戦争跡地を指定

に向け、令和元年度に慰霊碑への動線を考慮した施設配置や、既存施設にはなかったスロープと手摺りを設置するなど、バリアフリーに配慮した設計を完了しております。

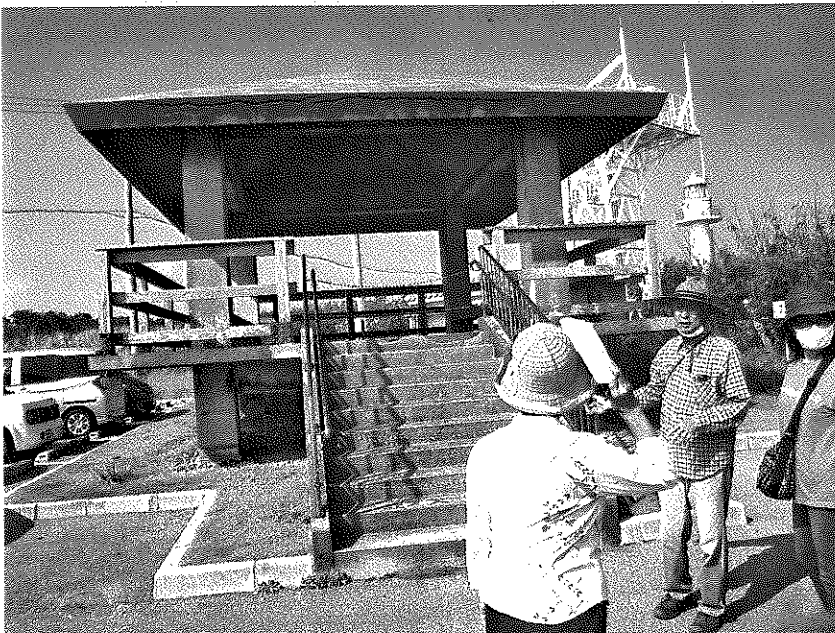
今年度末の完成を目指し、工事発注の準備を進めてまいります。

し、保存、整備を進めること
②、③については「糸満市と連携しつつ、さらなる活用に向け検討してまいります。

【松田環境部長の答弁】

①喜屋武岬園地の休憩所は今年度に完成します。
戦争遺跡は、文化財指定の対象になっていきます。開発行為に対し、発掘の届出等の義務を課すなどの保護措置が執られております。

休憩所の早期の建て替え



老朽化した休憩舎（平和の塔）

写真で見る玉城ノブコ県議の奮闘記

新基地建設反対

●9月11日(金)
オール沖縄会議主催「設計変更は認めない」集会に参加。



●10月2日(金)
岩ズリ採取予定場所などの調査。
赤嶺衆議員と(糸満市)



←赤嶺外①

●10月10日(土)
具志堅ガマフヤー代表
の案内でガマを調査。



総選挙の取り組み

●10月3日(土)
4区から金城徹氏が「オール沖縄」
から立候補を受諾。



衆院沖縄4区
金城徹氏に出馬要請

●10月3日(土)
8か月ぶりの辺野古県民大行動。
党県議団と参加(右側)。
1区から4区までの候補者も揃っ
て参加(下)



↑赤嶺外②

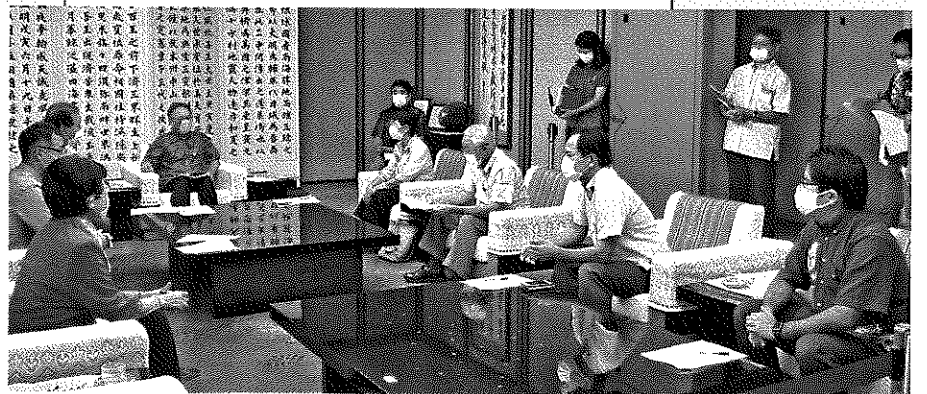


その他の取り組み

●9月15日(火)
軍港建設予定の海を視察。



●9月23日(水)
「2021年度県予算要望書」知事に提出。



●10月10日(土)
赤嶺衆議員の国会報告(女性後援会)に参加。



←赤嶺外③

玉城ノブコ県議

無料生活相談

- 生活・悩み相談は
 - 月～金 午後1時～5時
 - ノブ子相談事務所
 - 法律相談は
 - 土:午後3時～
 - 玉城武光相談事務所
(南風原町照屋)
- 相談者は事前に電話で予約を。

(資料購)費)

沖縄タイムズ新聞代

○ 充当割 10%

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 25164202
2020年 7月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	金額
	3,075 円 (内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムズ本紙 ※	1	3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円

※軽減税率対象
※上記の金額を、
領収致しました。

☺ 沖縄タイムズ
販売店 糸満南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

8/12

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 25377034
2020年 8月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	金額
	3,075 円 (内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムズ本紙 ※	1	3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円

※軽減税率対象
※上記の金額を、
領収致しました。

☺ 沖縄タイムズ
販売店 糸満南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

9/9

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 25476089
2020年 9月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	金額
	3,075 円 (内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムズ本紙 ※	1	3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円

※軽減税率対象
※上記の金額を、
領収致しました。

☺ 沖縄タイムズ
販売店 糸満南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

10/12

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 25634907
2020年 10月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	金額
	3,075 円 (内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムズ本紙 ※	1	3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円

※軽減税率対象
※上記の金額を、
領収致しました。

☺ 沖縄タイムズ
販売店 糸満南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

11/9

沖縄タイムス新聞代

① 売当割 10%

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 25847232
2020年11月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
	(内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 糸満南
(事業者番号 T)
TEL 994-5253
店主 上原 純子

12/9

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 26007514
2020年12月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
	(内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 糸満南
(事業者番号 T)
TEL 994-5253
店主 上原 純子

1/12

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 28156188
2021年1月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
	(内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 糸満南
(事業者番号 T)
TEL 994-5253
店主 上原 純子

2/11

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 26311761
2021年2月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
	(内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 糸満南
(事業者番号 T)
TEL 994-5253
店主 上原 純子

3/8

(資料購入費)

沖縄タイムス新聞代 ① 充当割 10%

お問い合わせ番号：0343-00167388
領収書 No: 26479931
2021年3月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円
内消費税	227 円

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 糸満 南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

4/12

(資料購入費)

新聞「農民」代金

○ 充当割 11%

600円 × 9冊 = 5400円

領 収 書

玉城 ノブ子 様

2021. 3. 15

領収額 ¥5,400

左記の金額を領収いたしました。

項目	冊数	発行	金額	備考
新聞「農民」代	600	9	5,400	20、7月～21、3月
計			5,400	

沖縄県農民組合連合会 会長 中村 康範
〒901-0617 南城市玉城字愛知地782 TEL948-1783



経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/31	家賃 7月分、銀行引き落とし料金込み	30,033	6/7	25,742
8/31	家賃 8月分、銀行引き落とし料金込み	30,033	6/7	25,742
9/30	家賃 9月分、銀行引き落とし料金込み	30,033	6/7	25,742
11/2	家賃 10月分、銀行引き落とし料金込み	30,033	6/7	25,742
11/30	家賃 11月分、銀行引き落とし料金込み	30,033	6/7	25,742
1/4	家賃 12月分、銀行引き落とし料金込み	30,033	6/7	25,742
2/1	家賃 1月分、銀行引き落とし料金込み	30,033	6/7	25,742
3/1	家賃 2月分、銀行引き落とし料金込み	30,033	6/7	25,742
3/31	家賃 3月分、銀行引き落とし料金込み	30,220	6/7	25,902
7/29	電気料金 7月分	5,512	6/7	4,724
8/31	電気料金 8月分	5,783	6/7	4,956
9/30	電気料金 9月分	4,699	6/7	4,027
10/28	電気料金 10月分	3,836	6/7	3,288
11/27	電気料金 11月分	3,477	6/7	2,980
12/28	電気料金 12月分	3,029	6/7	2,596
2/1	電気料金 1月分	4,728	6/7	4,052
2/26	電気料金 2月分	3,123	6/7	2,676
3/26	電気料金 3月分	3,745	6/7	3,210
8/17	水道料金 7月分	1,095	6/7	938
9/15	水道料金 8月分	1,095	6/7	938
10/15	水道料金 9月分	1,095	6/7	938
11/16	水道料金 10月分	1,095	6/7	938
12/15	水道料金 11月分	2,191	6/7	1,878
1/15	水道料金 12月分	2,191	6/7	1,878
2/15	水道料金 1月分	3,811	6/7	3,266
3/15	水道料金 2月分	2,191	6/7	1,878
4/15	水道料金 3月分	2,191	6/7	1,878
	事務所費 充当合計			278,877

(事務所費)

(相談事務所家賃)

◎ 充当割分 ※ 一週間に一度(お期向)支部会議に利用のため

(令和2年7月分〜令和2年2月分 家賃 30000円 + 銀行引き落とし手数料 33円 = 30033円)

02-07-31	WTU	30,033	7月分	PTN オ-IN	充当額 25,742
02-08-31	WTU	30,033	8月分	PTN オ-IN	充当額 25,742
02-09-30	WTU	30,033	9月分	PTN オ-IN	充当額 25,742
02-11-02	WTU	30,033	10月分	PTN オ-IN	充当額 25,742
02-11-30	WTU	30,033	11月分	PTN オ-IN	充当額 25,742
03-01-04	WTU	30,033	12月分	PTN オ-IN	充当額 25,742
03-02-01	WTU	30,033	1月分	PTN オ-IN	充当額 25,742
03-03-01	WTU	30,033	2月分	PTN オ-IN	充当額 25,742
(令和3年3月分 家賃 30000円 + 銀行引き落とし手数料 220円 = 30220円)					
03-03-31	WTU	30,220	3月分	PTN オ-IN	6月割の 充当額 25,902

⑩ 充当割当 (一週間に旧数時間 支部会議) (事務所費)
事務所へ使用するため

(令和2年7月分 ~ 令和3年3月分 事務所電気料金)

2	02-07-29	WTU	5,512	オキワテ"ソヨク 7ツキ
			<u>充当額</u>	<u>4724円</u>
6	02-08-31	WTU	5,783	オキワテ"ソヨク 8ツキ
			<u>充当額</u>	<u>4956円</u>
4	02-09-30	WTU	4,699	オキワテ"ソヨク 9ツキ
			<u>充当額</u>	<u>4027円</u>
10	02-10-28	WTU	3,836	オキワテ"ソヨク10ツキ
			<u>充当額</u>	<u>3288円</u>
3	02-11-27	WTU	3,477	オキワテ"ソヨク11ツキ
			<u>充当額</u>	<u>2980円</u>
1	02-12-28	WTU	3,029	オキワテ"ソヨク12ツキ
			<u>充当額</u>	<u>2596円</u>
17	03-02-01	WTU	4,728	オキワテ"ソヨク 1ツキ
			<u>充当額</u>	<u>4,052円</u>
20	03-02-26	WTU	3,123	オキワテ"ソヨク 2ツキ
			<u>充当額</u>	<u>2696円</u>
2	03-03-26	WTU	3,745	オキワテ"ソヨク 3ツキ
			<u>充当額</u>	<u>3210円</u>

(事務所費)

○ 充当割 6/9 (事務所水道料金)

一週内: 1日数時間・支部会議で事務所使用のため
(122時間)

5	02-08-17	WTU	1,095	サイトウ07カツ	<u>充当額 938円</u>
6	02-09-15	WTU	1,095	サイトウ08カツ	<u>充当額 938円</u>
7	02-10-15	WTU	1,095	サイトウ09カツ	<u>充当額 938円</u>
8	02-11-16	WTU	1,095	サイトウ10カツ	<u>充当額 938円</u>
9	02-12-15	WTU	2,191	サイトウ11カツ	<u>充当額 1878円</u> (トイ. 邦品 交かん のため 水の出しが95%以上)
10	03-01-15	WTU	2,191	サイトウ12カツ	<u>充当額 1878円</u>
11	03-02-15	WTU	3,811	サイトウ01カツ	<u>充当額 3,266円</u> (トイ故障のため) 料金アップも再度
12	03-03-15	WTU	2,191	サイトウ02カツ	<u>充当額 1878円</u> 修理
13	03-04-15	WTU	2,191	サイトウ03カツ	<u>充当額 1878円</u>

事務所費充当状況申告票

議員名 玉城ノブ子

1. 事務所の状況

住所	糸満市字糸満1948・マンション友
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	6/7
------	-----

充当割合の説明：

1週間に2時間程度、支部会議に使用

(関係経費)

家賃(月額)	30,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	25,714 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城ノブ子

事務所概要申告票

議員名 玉城ノブ子


1. 物件の所在

住所	糸満市字糸満1948、マンション友
電話番号	098-994-9005

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城ノブ子 

賃借人 氏名 




住所 

NO. _____

事業用貸借契約書

マンション友 (102号室)


貸主 
借主 玉城 ノブ子

(携帯)  ☎(職場) - -

期間 自 令和 2 年 5 月 1 日
至 令和 4 年 6 月 30 日

沖縄県知事 (11) 第0718号

糸満市西崎6-16-1 嘉数ビル103号

 有限会社オ ー エ ン

代表取締役 大 城 昇

☎(098) 992-2222

事業用賃貸借契約書（店舗）

（※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。）

（契約の締結）

第1条 貸主 XXXXXXXXXX（以下甲という）及び借主 玉城 ノブ子（以下乙という）は下記の目的物件（以下「本物件」という。）について、事務所 に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

目的物件の表示

所在地 糸満市字糸満1948番地

構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

賃貸借部分 1階部分 102号室 m² (坪)

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和 2 年 7 月 / 日より令和 4 年 6 月 30 日までの 2 年間とする。但し、この期間が経過しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は月額金30,000円也とし、これを毎月末日までに翌月分を、各金融機関の口座振替（自動引き落とし）で支払うものとする。乙が振込みの場合は毎月25日までに翌月分を支払うものとする。引落とし手数料、振込み手数料は乙の負担とする。

2 乙が賃料の支払いを遅滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の立替の請求及び連帯保証人に対して賃料の支払いを催促する事ができる。

3 入居の時の賃貸料は日割り計算とする。出居の際は日数のいかんを問わず月計算とする。

4 法令の定めた事由又は経済情勢の変動、公租公課の増額、近隣の貸店舗料金との比較等により不相応になったとき、その他の負担の増加等でやむを得ない事由により甲からの賃貸料の増加を申し出たときは甲・乙協議して決定する。

（共益費）

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を月額金 一 円也とし、これを第3条の賃料とともに甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、前条に定める賃料のほか、電気・ガス・上下水道その他専用設備に係る使用料金、並びに塵取り料、衛生に要する諸経費等を負担する。
- 3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。
- 4 乙は、第1条記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金・礼金)

第6条 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため敷金として金 80,000 円也をこの契約成立と同時に甲に預け入れる。但し敷金には利息を付さないものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。
- 3 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。不足が生じた場合は、乙は直ちにその不足額を納めなければならない。
- 4 敷金返還について、乙が契約期間以内に解約する場合には敷金の返還は無いものとする。契約期間以後の解約については、敷金の半額を返還するものとする。但し明渡しは、原状回復とする。
- 5 賃料が増額された場合、乙は、第1項に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金補填するものとする。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明しなければならない。
- 7 乙は甲に、礼金として金 — 円を支払い、入居期間の長短に係わらず、返還しない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、第1条の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲に書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を第1条記載の事業以外の用に供したとき。

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第3条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
 - 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
 - 5 本契約終了時に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 6 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
 - 7 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(ハウスクリーニング)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、第16条の原状回復に要する費用とは別に、本物件のハウスクリーニングの費用を負担するものとする。その際、使用した電気・水道の料金も乙の負担とする。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等の支払い方法の変更。
 - 二 管理業者の変更。

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できる場合は、第8条第1項の定めに従うものとする。
 - 二 長期に休業するとき。
 - 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

(延滞損害金)

第20条 乙は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払らうものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、連帯保証人の欄に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

六 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び取支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

な (免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

- | |
|---|
| 1. 日常生活に起因する内部造作、設備器具等の修繕、若しくは外部或は第三者から被害を受けた場合の修繕の費用は乙の負担とする。 |
| 1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分においては、賃借人が清掃を行うものとする。 |
| 1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分にゴミ等を放置することにより他の住居人に迷惑をかけた場合には、乙は本契約を解約し、退去するものとする。 |
| 1. 道路の拡張・区画整理事業等により本賃借物件が立退き・取壊しになる場合は、乙は、事業者・甲に協力するものとする。 |
| 1. 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときはあらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。但し、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、甲はあらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。 |
| 1. 乙は、日常生活において排水管が詰まる現象が起きた場合（建物老朽化による詰まりを除く）、修繕費を負担するものとする。 |

本契約を証するため本契約書2部を作成し甲その2部乙その1部を保持する。

令和 2 年 7 月 1 日

貸貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 印

賃借人 住所 糸満市字糸満 1198番地

氏名 玉城 ㇿ子

鍵の受取り 鍵番号 本

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 印

極度額 印

家賃債務保証業者 業者名

所在地

登録番号

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事 (11) 第0718号

住 所 〒901-0305 糸満市西崎6丁目16番1号 嘉数ビル103号

氏 名 有限会社 オーエン 代表取締役 大城昇

宅地建物取引士 [REDACTED]

入居者の方へ

入居中・解約予告時・退去時においては、次のことにご注意下さい。

★入居中

1. ゴミは {指定日} に {指定の袋に入れて又は代用券をつけて} お出し下さい

*指定日 毎週(燃えるゴミ・赤) . . . の 週 回

(燃えないゴミ・青) 曜日

(粗大ゴミ・代用シール) 曜日 富士盛産業 ☎ 098-994-7979

(資源ゴミ) 曜日

*連絡先 糸満市役所 098-840-8124

2. 電気・水道・ガス等に関するお問い合わせ(引越時の精算等)は下記へ。

電気*沖縄電力 ☎ 0120-586-390 水道*市水道局 ☎ 098-995-2456

ガス*マルキプロパン ☎098-994-3166

★解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告は少なくとも30日前までをお願いします。

2. 解約予告をされた後、賃貸人及び仲介業者において、次の入居者を募集致します。

その際、賃貸人及び仲介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するという
こともあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

★退去時(引越しにともなう建物明渡し)

1. お預かりしております『敷金』の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代
等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始致します。

2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時」に持込まれたもの(家財・物
品等)をすべて搬出するとともに、建物内外の清掃及びゴミの後片付け等をきちんと
すませて下さい。

※ブレーカーの電源もOFFにして下さい。

※(注) 以上が行われていない場合は、物品等の撤去及び清掃についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。